

## 二次選考 傍聴者について

## 1 傍聴者数

市民、市議会議員、報道関係者などを含め会場の傍聴席のスペースを考慮し、70名程度とする。

## 2 傍聴者の決定についての検討

	A案：当日先着順	B案：事前申し込み制
利点	先着順となるため基準が明確	傍聴者数などが事前に確認でき、超過した場合は抽選により、定員内にできる。
課題	会場定員以上の傍聴希望者が訪れた場合、全員入場できない。	抽選等の手続きのため、期間の及び事務体制の確保が必要となる。

他市の事例では事前申し込みなどを行わず、当日先着順としている事例が多く見受けられる。選考日程等を考慮すると「A案：当日先着順」が望ましいと考える。

課題への対策としては、「傍聴者は先着順とします。ただし定員を超える場合は入場をお断りすることがあります」等の注意書きを行う。

## 3 傍聴者の資格

傍聴者の資格については、その確認が困難なため記載しないこととする。

※ 「会場からの質疑は受け付けられません。」等の文章を市報等に記載

# 新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設基本設計委託事業者選考

## 公開プレゼンテーション等

### 傍聴者注意事項 (案)

- 1 公開は、プレゼンテーション及び選考等委員によるヒアリングのみです。
- 2 選考等委員会の審査は非公開で行います。
- 3 選考等委員以外の方は、意見・質問はできません。
- 4 具体的な設計は、設計者選考後に行われますので、変更になる可能性があります。
- 5 事業候補者として選ばれた者の業務内容に、他者の提案内容を加えることは原則できません。
- 6 事務局が記録のため写真撮影及び録音をします。
- 7 会場内は禁煙です。ごみは全てお持ち帰りください。
- 8 プレゼンテーション・ヒアリング中は静粛にし、次に掲げる事項に従ってください。
  - (1) 審査及び進行の妨げになるような行為をしないこと。
  - (2) 発言、拍手その他の方法により賛成、反対の意向などを表明しないこと。
  - (3) 途中での入退場はできますが、進行の妨げになるような行為をしないこと。
  - (4) 敷地内、会場内でビラ等の配布をしないこと。
  - (5) 水分補給を除き、会場内での飲食を行わないこと。
  - (6) 会場内では、携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレット等の電子通信機器は使用しないこと。
  - (7) 写真撮影、録音及び録画はしないこと。提案書の撮影やSNS等へのアップロードは著作権法に抵触する可能性があります。
  - (8) 技術提案に関わる内容のSNS等への掲載はしないこと。

※ 係員の指示に従わない場合は、退席いただくことがあります。